

2018年度 京都新聞「福祉活動支援」申請要項

公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団

京都新聞『福祉活動支援』助成制度は、「運営」と「設備」の2部門があります。京都府・滋賀県の地域福祉向上のため、地道に活動続けるボランティアグループや福祉施設・団体などへ助成することで、活動がより活発になり、さらなる成果を期待するものです。

対象

京都府・滋賀県内に所在、または同地域を主な活動の場とし、年間を通じて組織的、計画的、継続的に活動、または活動計画のある団体

○運営部門

【活動対象期間】 2019年4月1日～2020年3月31日

- ①助成額は1件50万円までとする。
- ②活動実績および計画が、他団体の模範となり推奨できる内容であるもの。
- ③地域福祉への貢献が極めて高いと認められるもの。
- ④最新の収支決算書の提出を条件とし、必要に応じて面接を行う。
(面接が必要な団体については、当事業団から連絡します)
- ⑤活動目的を達成するためとは直接関係の無い費目(旅行、懇親会、会食費など)は対象の費目としない。
- ⑥申請内容が設備の拡充に直接つながるものは対象としない。
※単一の催し、単発事業に対しては助成しない。

○設備部門

- ①助成額は1件100万円までとする。
(但し、必要に応じ申請団体の負担額を設定する)
- ②緊急を要する設備の補充や整備を必要とし、助成により利用者や団体の活動成果が大きく期待できるもの。
- ③50万円以上の申請に関しては、自己資金の設定を必要条件とする。
- ④物品の申請費目が複数ある場合は、あらかじめ必要優先順位を設定する。
- ⑤最新の収支決算書の提出を条件とし、必要に応じて面接を行う。
(面接が必要な団体については、当事業団から連絡します)
- ⑥税込み価格の予算書・見積書、カタログ類などを必ず添付する。
- ⑦修繕の場合は、写真を添付する。
※修繕は、申請者が所有する建物、設備であること。

※当事業団が緊急の必要性があると認めた場合、運営・設備ともにこの限りでない。

添付資料

最新の収支決算書は必ず提出してください。ボランティア活動や共同作業所、福祉施設などの活動内容や施設概要がわかる資料を添付してください。

届け出および返還

申請内容が変更もしくは、達成不可能になった場合は、ただちに事業団に届け出て下さい。また、贈呈後に、申請時の目的と異なって使用されたことが判明した場合、贈呈金額の返還を求めます。

報告書の提出

助成を受けた団体は、設置完了または対象活動が終了後、報告書を必ず提出していただきます。また、中間報告を求めたり、活動現場の視察を行うこともあります。

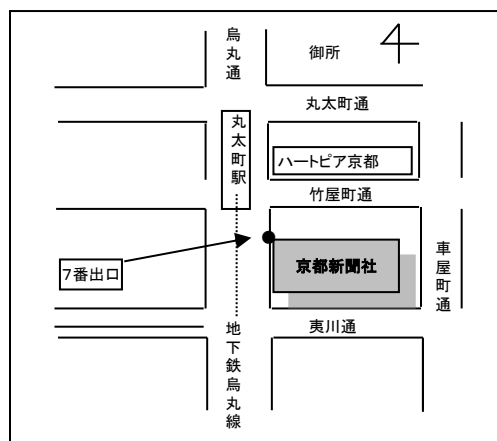
受付期間

2018年11月13日(火)～12月14日(金)
所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

申請受付

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内
公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団
「福祉活動支援」係
TEL075-241-6186 FAX075-222-2515

申請書を持参の方は、土・日・祝日を除く平日の午前10時から午後5時までに京都新聞社内、福祉事業団へ



贈呈

2019年3月中旬(予定)

記入いただいた「個人情報」は本来の目的のみに使用し、法令と本事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理いたします。

